

ID: 264

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	道路の占用の許可
法令名称 根拠条項	道路法 第32条第1項
法令番号	昭和27年法律第180号
【根拠条文】 (道路の占用の許可) 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 (2) 道路の占用の期間 (3) 道路の占用の場所 (4) 工作物、物件又は施設の構造 (5) 工事实施の方法 (6) 工事の時期 (7) 道路の復旧方法 【基準】 根拠条文及び法第33条の規定による。 (道路の占用の許可基準) 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道	

又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

(3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)

(4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの

(5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

(6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月26日)建設省道利第3号)参照

標準処理期間

30日

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日